

立川市児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市児童館条例の一部を改正する条例

立川市児童館条例（昭和52年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 児童館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を決めることができる。</p> <p>(1) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日。ただし、こどもの日を除く。</u></p> <p>(2) <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p>2及び3 ……略……</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 児童館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を決めることができる。</p> <p>(1) <u>立川市錦児童館及び立川市上砂児童館</u></p> <p>ア <u>日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日。ただし、こどもの日を除く。</u></p> <p>イ <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p>(2) <u>立川市錦児童館及び立川市上砂児童館を除く児童館</u></p> <p>ア <u>国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。ただし、こどもの日を除く。</u></p> <p>イ <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p>2及び3 ……略……</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。